

富山市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、町内会等に対する富山市防犯カメラ設置事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「町内会等」とは、町内会、自治振興会及び地域防犯団体等をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、地域が主体となった防犯活動を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、町内会等が別表第1に規定する設置地域に防犯カメラを構成する機器及び看板（以下「防犯カメラ等」という。）並びに防犯カメラ等設置のための専用柱（以下「専用柱」という。）を新設する場合に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 リース契約により設置するカメラは対象外とする。

（補助対象経費、補助率等）

第4条 補助金の交付の対象経費、補助率及び限度額等は、次の表のとおりとする。

区分	対象経費	補助率	1町内会等あたりの限度額等
防犯カメラ等	設置に要する別表第2に掲げる経費	2分の1以内	・設置台数に100千円を乗じた額以内 ・3台以内
専用柱	設置に要する別表第3に掲げる経費	2分の1以内	・設置本数に100千円を乗じた額以内 ・3本以内

2 1町内会等あたりの補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象となる防犯カメラ等の仕様等は、別表第4のとおりとする。

（補助金の交付の申請様式）

第5条 補助金の交付を申請する町内会等は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	様式第2号	1部	市長が定める日
収支予算書	様式第3号	1部	
見積書の写	任意（2業者以上）	各1部	
設置する防犯カメラ設備のパンフレット	任意	1部	

意見書 (管轄する警察署が、事業の必要性・支援内容等を記したもの)	様式第4号	1式	市長が定める日
会則の写	任意	1部	
役員名簿の写	任意	1部	
防犯カメラ管理運用 規程(案)	任意	1部	

2 富山県警察が実施する「安全安心見守りカメラ事業」で貸出しを受けた防犯カメラを買い取る場合においては見積書の写は1業者とする。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラの円滑な管理運用を行うため、防犯カメラ管理運用規程を策定すること。管理運用規程の策定にあたっては、管理責任者等の指定を行うとともに、記録画像は個人情報であることから、その利用は犯罪発生の確認等に限るなどプライバシーの保護に十分配慮すること。
- (2) 防犯カメラ管理運用規程は、住民等に対しその内容を周知すること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラの運用開始までに、防犯カメラ設置に関する報告書(様式第5号)を提出すること。
- (5) 防犯カメラの設置による犯罪抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラによる撮影を示す看板を設置すること。
- (6) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。

(事業の変更の申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により、市長の承認を受けようとする場合の申請は、補助金変更交付申請書(様式第6号)に第5条第1項に規定する書類(変更箇所が生じた書類)を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の中止等の申請)

第8条 規則第11条第1項の規定により、市長の承認を受けようとする場合の申請は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第8号)に次の表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

書類	様式	部数	提出期限
事業報告書	様式第9号	1部	

収支決算書	様式第 1 0 号	1 部	事業完了後 1 0 日以内
領収書の写	任意	各 1 部	事業完了後 1 0 日以内
防犯カメラ管理運用規程	任意	1 部	
防犯カメラの撮影画像	任意	設置した防犯カメラ毎に 1 枚	
防犯カメラが設置された状況 (専用柱及び看板を含む)の わかる写真	任意	設置台数に 2 を乗 じた枚数以上	

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

項目	内 容
設置地域	1 犯罪等多発地域* * 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）、暴力的犯罪（暴行、傷害）、主要街頭犯罪 7 罪種（自転車盗、車上ねらい、器物損壊、自動車盗、オートバイ盗、部品ねらい、自動販売機ねらい）、タイヤ盗、住宅対象侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）、わいせつ犯罪（強制わいせつ、公然わいせつ）、性犯罪の前兆とみられる子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の事案が直近 2 年間で概ね 5 件以上発生している地域 2 鉄道駅隣接の広場 3 鉄道駅隣接の駐輪場 4 その他管轄する警察署が必要性を認めた地域

別表第 2

項目	内 容
防犯カメラ等の設置に要する経費	1 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入費（モニターに要する経費は除く） 2 防犯カメラ等設置工事費 3 防犯カメラによる撮影を表示する看板設置費用 4 その他設置に必要な費用

防犯カメラ等の設置場所借上料及び保守費用、修理費用、電気料等の維持管理費は除く。

別表第 3

項目	内 容
専用柱の設置に要する経費	1 専用柱を構成する資材の購入費 2 設置工事費 3 その他設置に必要な費用

専用柱の設置場所の土地購入費及び借上料は除く。

別表第 4

項目	内 容
防犯カメラ等の仕様等	1 防犯カメラ等 1) カメラの有効画素数が 100 万画素以上であること 2) 防水、防塵性能を有すること 3) 年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうること 4) 作動時間が 1 日 24 時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（赤外線照射機能付きカメラを推奨） 5) 記録間隔が 1 秒間に 3 画面以上であること（感知機能付きを推奨） 6) 逆光補正機能を有すること 7) 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上であること 8) 1,280×720 画素以上の画像サイズでの記録ができ、USB メモリー、CD-R 等の外部記録媒体に画像が複写できるメモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること 9) 古いデータから順次上書き録画できること 2 その他 1) 設置カメラは撮影範囲が道路等の不特定多数の者が利用する公共空間であること （ごみの集積場や投棄の多い山道等、不法投棄の防止のみを目的とする場合は補助の対象外とする） 2) 以下の項目を含む管理運用規程が定められ、又は事業開始までにその見込があること （1）設置目的 （2）設置場所、撮影範囲 （3）管理責任者の指定 （4）画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法 （5）画像の利用・提供の制限 （6）苦情処理 （7）その他必要な事項 3) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが作動中である旨かつ設置及び管理団体名等を明確かつ適切に大きく表示すること。また、団体は、併せて「みんなでつくろう安全なまち 富山市」を小さく表示すること 4) 各年度末までに設置が完了する見込みであること 5) 防犯カメラは継続して 6 年以上設置すること